

令和 3 年度の国民健康保険税に係る見直しについて

1 見直しの内容について

令和 3 年度につきましては、国民健康保険税（以下「保険税」といいます。）の税率等の見直しのほか、地方税法施行令の一部改正に伴う保険税減額基準額の見直し及び地方税法の一部改正に伴う長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例の見直しを行います。

2 保険税の減額について

(1) 制度の概要

国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険税の負担を軽減するため、納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者をいいます。）（以下これらを「納税義務者等」といいます。）の総所得金額及び山林所得金額の合計額が、市が定める基準額を超えない場合は、当該納税義務者に対して課する保険税の被保険者均等割額を減額する措置を講じています。

(2) 保険税減額基準額の見直し

この度、個人住民税の納税義務者に係る基礎控除の額が見直されたことを踏まえ、低所得者世帯の負担能力を考慮して国が定める保険税の減額の基準額が見直されました。

これに伴い、市が定める保険税の減額基準額を次のとおり見直します。

減額率 の区分	見直し後	現 行
7 割	4 3 万円（※） ＋（納税義務者等のうち、一定の給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数－1）×1 0 万円	3 3 万円（※）
5 割	4 3 万円（※） ＋2 8 . 5 万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の数） ＋（納税義務者等のうち、一定の給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数－1）×1 0 万円	3 3 万円（※） ＋2 8 . 5 万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の数）

2割	43万円（※） + 52万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の数） +（納税義務者等のうち、一定の給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数－1）×10万円	33万円（※） + 52万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の数）
----	--	---------------------------------------

※ 基礎控除の額に相当する額

3 長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例の見直し

個人が低未利用土地等（その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに限り、）を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を上限として控除することができるよう、特別控除の制度を長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例として創設します。